

次に、議席12番、内海和子君。

〔12番 内海和子君登壇〕

○12番（内海和子君） 議席ナンバー12番の内海和子でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

2020年のオリンピック開催地が日本と決まり、日本が明るい雰囲気になりました。2年半前の3.11大震災と、それに続く原発事故がいまだに完全に収束していない状況ではありますが、ひととき多くの方々の夢となり、希望ともなることでしょう。関係各位にはお祝い申し上げ、その労苦に感謝するところでございます。

さて、2020年にはオリンピックだけでなく、女性たちにとっても明るい施策が待っています。それは、202030という数字です。これは、2020年には女性の参画率を30%にするという内閣府男女共同参画からの施策です。本来なら、人口の半分は女性なので、さまざまな分野でもっと女性たちが活躍していてもよいはずなのに、ご承知のように極めて少ない状況です。今回のオリンピック招致活動においては、女性アスリートたちやニュースキャスターの方々が活躍してくれました。情感に訴えたスピーチは大変共感を呼ぶものでした。彼女たちの功績も大きいと感じました。

このように女性も、目的意識のもとにはしっかりと仕事をするのです。しかしながら、彼女たちを支える役員方のほとんどは男性であったと思います。参画とは、その企画立案の段階から女性を参画させていくということ。つまり政策方針の決定の場に女性を参画させることなのです。その割合を少なくとも2020年までに30%にしようという施策です。

そこで、第1の質問は条例制定についてです。男女共同参画推進条例、仮称ですが、の策定に向けて、その後取り組みはしているのかということです。3月議会での条例策定についての質問の中での回答としては、第5次境町総合計画の中に位置づけているので、各種団体等の意見を踏まえて、条例制定に向けて具体的に進めていくと言われていました。その後の取り組みはされたのかお聞きします。

2点目といたしまして、自治基本条例、これも仮称ですが、についての取り組みはいかがかということです。同様に、3月議会での回答では、基本条例の認識はあるが、3者間で意義や内容、調整についての共通認識を図った上で、規則や要綱の整備について段階を踏んで検討すると言われていました。また、条例以外でも各法令に基づく諸計画など、政策ごとの体系化を図って、一定程度の整理を図っていき、その中で男女共同参画条例や自治基本条例も考えたい旨の回答をしています。それらのどの段階に来ているのかお伺いいたします。

次に、2項目めといたしまして防災についてです。第1は、地域防災計画及びハザードマップの進捗状況はどうなっているかということです。この問題も3月議会では、今年度中に作成するという回答を得ています。とはいえ、あの震災からもう2年半がたっています。以前の防災計画やハザードマップでの問題点が確かに入っているのか確認の意味でお伺いいたします。

2点目といたしまして、災害時の行政機能の保持について、事業継続計画BCPはされているかと

ということです。このBCPというのは、民間企業でのシステムで、ビジネス・コンティニューイティ・プランというものです。企業が被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴うリスクを最小限にして企業を守るための経営戦略です。トップマネジメントが参画して策定すべき計画で、バックアップシステムの整備、代替オフィスの確保、迅速な安否確認など具体策を決めておくものです。

このBCPを、自治体規模でも同じことが言えるというので、策定すべきと通達が来ていると思います。自治体の場合は、業務継続計画と言っています。町では、災害時の当初のマニュアルは防災計画などで示されますが、その後の1週間、1カ月あるいは半年とさまざまな情報が滞ることが想定されます。その時間差の中で、職員が集まらない、庁舎が使えない、情報システムが使えない等々の不測の事態での対応ということです。

2年半前の大津波では、岩手県大槌町、宮城県三陸町など、また原発事故では福島県広野町、双葉町など35自治体が行政機能の麻痺を起こしたことは、私たちの記憶に新しいことです。安心安全の町づくりを推進している町であればこそ、一段ときめ細かい対策が望まれるのではないのでしょうか。住民は一切のものを喪失したとき、行政に頼るほかありません。戸籍や福祉関係、税金関係などの書類のバックアップなど大丈夫か、住民の生命と財産を守り、管理する行政の役割は大事です。住民の安心安全のためにも対策はできているのかお聞きいたします。

以上、2項目、4点につきまして、執行部の誠実なお答えを期待いたします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問の1項目めに対する答弁を求めます。

参事兼まちおこし推進室長。

〔参事兼まちおこし推進室長 赤荻欣一君登壇〕

○参事兼まちおこし推進室長（赤荻欣一君） 内海議員の各条例の制定についてのご質問、男女共同参画推進条例の策定に向けて、その後の取り組みはしているかにつきましてお答えいたします。

男女共同参画の環境づくり施策として、第4次総合計画の基本計画以降、男女共同参画社会の形成において町が目指すべき基本理念、町、業者、住民の責務や役割を明らかにするとともに、町の施策の基本事項に定める男女共同参画推進条例、仮称でございます。の制定を検討しているところであります。県内の状況におきましては、平成24年4月1日現在、これは県で調査しておりますけれども、条例を制定している市町村は23市1町1村の25自治体で、制定率は56.8%となっております。

男女共同参画推進条例の策定につきましては、平成25年第1回定例会におきましてご質問をいただいたところでありますが、その際に、第5次境町総合計画の基本計画において、男女共同参画社会において町が目指すべき基本理念及び施策の基本事項を定める境町男女共同参画条例（仮称）の制定に努めると答弁させていただいたところでございます。

今後、男女共同参画の環境づくりとして、男女が社会の対等な構成員として互いに認め合いながら責任を分かち合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮する社会づくりの推進、男女がともに仕事や

家庭、育児、介護、地域社会との両立を図ることができるよう、ライフワークバランスの普及啓発への取り組みなど、第3次さかい男女共同参画プランの策定を今後予定しているところでございます。各種団体等の意見を踏まえながら条例の策定に関する検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

続きまして、自治基本条例につきましても、平成25年度第1回定例会におきましてご質問をいただいたところでありますが、自治基本条例は平成12年の12月、北海道のニセコ町が町づくり基本条例という条例を制定しました。これが自治基本条例の先駆けであると言われております。現在自治基本条例が策定されている多くの自治体では、自治の基本理念や原則、住民が自治の主体として位置づけられ、住民みずからが担い手として町づくりへの参加を定めているところでございます。

議員ご指摘の自治基本条例を制定するに当たりましては、今後とも町民の意見などを踏まえながら、町民と行政が連携して協働の町づくりを推進し、住みよい地域社会づくりを進めていく必要がありますことから、町民と行政相互の目的や主体性を尊重しつつ、適切な役割分担と連携が図られるよう、協働意識の醸成や各種審議会等における公募委員の登用、計画策定における住民組織の連携など、住民参加の機会をふやすなど施策を進めている中で、自治について共同認識を図りながら考えてまいりたいと存じますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） この問題に関しましては本当に何回も質問させていただいておりますが、今お答えを聞いていても余り進歩していないのかなという思いで本当に残念です。

私も、条例制定についてはなかなか、町レベルでございますし、実態も伴っていない中でつくってしまったという思いもありましたので、それほどしつこく言わなかったつもりなのですが、しかしながらこの間は図らずもちょっと研修をいたしまして、苦情処理のことの研修なのですが、その中で思いましたのは、やはり条例をつくることによりまして、その中でいろいろな規約とか、もちろんつくっていける。しかも苦情から行政が気づいて規則を決めていくという、そういうこともできるということを伺いまして、やはり改めて条例の必要が大事かなと思いました。

それで、この近隣ではもちろん坂東市もできておりますし、古河市もできております。それから、筑西市などもできておりますので、私もそちらのほうへ伺いましてちょっとお聞きしてきたのですが、その中で、やはり条例をつくっているところのほうが、やはりそういうものがちゃんとしているということがちょっとわかりました。ちょっと前後してしまうのですが、例えば古河市の場合、その条例の中で推進委員会を設けていると。それから、坂東市でもそうでした。その推進の中で設けているということでした。

そういうわけで、やはり条例をつくっていくことがやはり大事かなと思っております。それで、私

も議員になった当初から、この問題はずっと勉強しているつもりなのですが、一番最初のころは、その当時波崎町というところも男女共同参画条例ができておりまして、委員会で研修に行ったこともあります。それからもう20年くらいたっているのですが、この波崎町は今もう合併しまして……

〔「神栖」と言う者あり〕

○12番（内海和子君） 神栖ですね、神栖市になっておりますけれども、その以前からあったということなのです。

よく条例をつくらないその一つの理由として、町レベルだからという方がいらっしゃるのですが、しかしこの波崎町なんかは本当に20年前からできているわけですので、やっぱり意味はあるということだと思います。これは、もう何よりもリーダーの指針がそうなっているのではないかなという思いがいたします。

それで、この問題を、今お答えの中では、いろんな方と相談をしてやっていくという大まかなことだったと思いますけれども、しかし各種団体の意見を聞いてやっていくというのは、この間もお答えいただいている、ですけれども、私は実は男女共同参画推進委員会にいますのですが、そこに一度もそういうことが、諮ってくれないかということは言われたことはないのです。それで、これは町長の委嘱の機関であるのに、何でそういうことをいまだにされていないのかなというのが本当に甚だ不思議で仕方ありません。この男女共同推進委員会こそ、こういった問題を協議していける場だと思いますので、そして行政の方に言わせると、これがネットワークになっているということですので、であるなら、本当にここにまず投げかけていただいてやっていくのが筋ではないかなと思います。

それで、ほかのころはちゃんと条例ができておりまして、そのもとに推進委員会とかあるいはパートナーシップ要綱とか、あるいは市民協働化のあれですから、市民ネットワークの要綱とかできています。古河市とか筑西市では、そのように条例の中にちゃんとうたって、小さい細則をつくってやっております。ですので、大変進んでいると思います。この条例がやっぱり本当に意味があるのだなというのはそういうことです。

境町の男女共同参画推進委員会というのは要項しかないのです、要項しか。それで、たしか平成13年ごろからやっていると思いますが、その当時は女性対策ということでやっておりましたけれども、後に、11年ごろから多分男女共同参画という名前になってやっていると思いますが。その要項であります。このヨウコウというのが、ただ、かなめの、項目のコウです。ところが、古河市とか筑西市とか見てみますと、同じヨウコウでも綱というのですか、綱の「要綱」になっている。

これは、どちらがどうと言えないかもしれないのですが、やっぱり要綱、綱のほうが、かなめを大事にするということになるのではないかと思います。ちょっと広辞苑で引いてみましたら、「要項」というのは「必要で肝心の事項。また、それをまとめたもの」で、例えば入学試験の要項などということのようです。ですけれども、「要綱」となりますと、もうちょっと、一段と上ではないかなと。

「かなめをなす大切な事柄」とあります。この要綱を改定するなどという意味にも使いますけれども。

そういう意味でもちょっと、これは言葉のあやと言ったらあれですが、しかしかなり女性の思いというものを下に見られているのかなという感じがしてなりません。やはりそういう意味からも、条例をつくっていくという意味は私はあると思いますので、その辺のところはいかがでしょうか、ちょっとお答えをお願いします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

参事兼まちおこし推進室長。

○参事兼まちおこし推進室長（赤荻欣一君） 条例制定の再質問につきましてお答えさせていただきます。

男女共同参画推進委員会設置要項、こちらにつきましては、先ほど議員ご指摘のとおり、平成6年7月から施行されたものでございます。この要項によりますと、所掌事務といたしまして、男女共同参画社会の実現に向けて啓発普及に関すること。2点目といたしまして、さかい男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の形成を目指すこと。3といたしまして、その他女性に関する施策の推進に関することということが所掌事務に入っております。

そのようなことに基づきまして、平成23年から27年ということで第2次のさかい男女共同参画プラン、こちらを策定いたしまして現在施行されているところでございます。その中の実施計画に基づきまして、男女共同参画への意識づくりあるいはあらゆる分野の男女共同参画の推進、健康で生き生きと働くことのできる社会づくり、安心して暮らせる環境づくり、男女共同参画の推進づくりというふうなことで、現在このプランの実施計画に基づいて男女共同参画につきましては進めているところでございます。

先ほど答弁させていただきましたとおり、この27年以降、第3次の境町共同参画プランの作成に向けて現在進めるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） プランを幾らつくっても実態が本当に何も見えていないというのでは、本当に意味がないのではないですか。本当に私は情けなく思います。私もその中に入って、いろいろと審議は尽くしているつもりなのですがすけれども。

ぜひこれは、やはり条例をつくることによって女性たちの権利を守っていくということでもあると思いますので、まずは条例をつくっていく。そして、その中でいろいろなものを細則として決めていくということがやっぱり筋ではないかなと私は思っております。ですので、もう本当に、この茨城県でも今25でしたか、半分以上の市町村がつくっているわけですし、もちろん町レベルでもできているところもあります。東海村でもできておりますし、そういうところも含めまして、いかがでしょうか、町長はどんなお考えになっているのでしょうか。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答え申し上げます。

私は，男女共同参画というのは，もう今既に社会の中でそうあるべき姿であってほしいと思っています。現実にそうだと思うのです。議員さんにでも立候補したければ，女性でも何でも立候補できますし，役場の試験を受けるのにも，男性，女性の区別なく受けられます。そういうものを含めていく中で，私はなのですけれども，何でも法律で決めてこうする，こうするというのは，余り感心しないのです，実を申し上げますと。ですから，条例を……計画どおり進めてはいきますけれども。先ほど実態がないというふうに。何が実態なのか私にはよくわからないのです，正直言って，男女共同参画の実態というのが。

正直申し上げまして，公募して，役場で，前にも申し上げましたけれども，職員，ぜひ管理職に女性を上げたいと思います。管理職候補になってくると退職してしまうのです。毎年そうなのです。そうすると，上げようがないのです。だから，意欲のある女性がどんどん積極的に参加することによって，初めて男女共同参画社会というのができるのではないかなと，そういうふうな私は考え方は持っているのです。やっぱり積極的にあらゆる場へ女性が参加をする。そういうことがやっぱり男女共同参画なのかなという私の考え方なのですけれども。

これは，基本的に男性，女性の差というのはあります。全て対等というわけには何事もいきません。これは体力的にも。いろんな意味で違いはありますから，男性の果たす役割，女性の果たす役割というのは，私はそれはそれなりに必要であると思っていますし，そういう中での，いわゆる昔みたいな，女性だからとか，あるいは男だからという，そういう排他的な考えというのは，もう根本的に町の中からなくしていきたいと思っていますし，そうあるべきであろうと思っています。それが本来の男女共同参画。

こうしなくてはだめですよと法律や条例で縛ってやるのが，果たして本当の男女共同参加なのかという若干疑問に思うところもあるわけでありましてけれども，ただそういう流れでありますから，そういうものをつくってよくなるのであれば，それはそれなりに設置していくべきであろうと，こう思っておりますので，よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し，質問ございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 本当に何回も私も町長とはお話ししておりますけれども，やっぱりちょっと根本的に違うかなと思います。男の役割，女の役割，それは社会的にできたものですので，男女の違いはもちろんあります，それは肉体的な。それとは違いますから。

女性が管理職になるのを断ると言いますが，女性はそれまでに段階を踏んでいないのです，やっぱり。いろんな役を与えてもらえないということもあると思います。それで訓練もできないので，やっぱりいざとなったら，それは責任持たされては困るというのは，それは女性としてはやっぱ

りあると思います。そういうことではなくて、そういった環境をやっばり整えて、女性にも出やすい雰囲気なり何なりつくっていくということが大事だと思うのです。

私、ちょっとこれはもう長くなってしまいますので、これまでにしておきますけれども、今回のオリンピック招致のスピーチを聞いていまして、本当にキャスターの方がおっしゃったおもてなしの精神ですか、このおもてなしの精神は、女性本来、本当はどなたでも持っている。もちろん日本人はみんな持っていますけれども、持っていると思うのです。特に女性は持っているはずで、みんな。なぜかといったら、家事全体は、私に言わせたら完全にボランティアなわけですから。だから、そういう精神を女性は持っているのです。そういうものを社会で生かさないという法はないと私は思っております。ですので、そういう意味で今後さらに検討して。

これは、条例が先かとかなんとかではなくて、本当に条例は先なのです。やっばりそれをつくっていかないことには、多く物を言えない女性たちは何もさらに言えないわけです。そういう意味で私は言っておりますので、ぜひこれは庁内で検討していただきたいなと思っております。そういったことに関しての勉強会というのはしていくつもりはあるのかどうか、それだけちょっとお願いします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

参事兼まちおこし推進室長。

○参事兼まちおこし推進室長（赤荻欣一君） 議員も参加されております、男女共同参画推進委員会等におきまして今後勉強させていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

○12番（内海和子君） ありませんけれども、次の……次のというか……

○議長（関 稔君） 2番ですか。

○12番（内海和子君） 2項目……

○議長（関 稔君） 1項目めの②番ね。

○12番（内海和子君） はい。

○議長（関 稔君） では、内海和子君お願いします。

○12番（内海和子君） 自治基本条例なのですが、先ほど説明の中でもありました、確かにニセコ町が一番最初につくったということで。これは13年の4月1日ですか。このニセコ町は、人口5,000人程度の本当に小さい町なのでできたということも言えるのかもしれませんが、であるなら、この境町も2万5,000ぐらいのもので、本当にできないことはない。できることによって、住民の責務なども明確になるということだと思います。

これは、本当にニセコ町の町づくり基本条例になっておりますが、13年にはできましたけれども、何回か改定はされているようで、最近では22年に改定されていると思います。この改定するに当たっても、議員の各位が何回かに検討委員会をやってやった様子がホームページに出ておりましたけれども。その中で、なぜ必要かといいますと、やはり町の役割、住民の役割、もちろん議会の役割と

いうことです。

特に私がここですばらしいなと思ったのは、情報共有の原則もありますし、情報への権利というのがありまして、必要な情報の提供を受け、みずから取得する権利を住民は持っているという、そういうようなことも書かれております。それから、町づくりに参加する権利です。これは、住民は町づくりに参加する権利を持っていて、しかも公募もあるという、そういうこと。それから、20歳未満の者でも策によっては参加できる。でありながら町民の責務もやはりこれは大事で、みずからの発言と行動に責任を持たなければならないという。いろんなことが書かれています。議会の役割もですし、説明責任ですね、行政の説明責任。書かれております。そして、町長はというところもあります。第26条の書かれておりまして、これは町長は公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならないというようなことまで書かれておりまして、本当に町の基本的なことが町民との約束事として書かれているわけですので、これもやはりどこの自治体でも、これは自治体の憲法だと言われているぐらい大事なものでございます。

このことに関しましても、先ほどの答えでは、余り進んでいないようでございますので、その辺のところは、もう一步進んでどのようにしていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

参事兼まちおこし推進室長。

○参事兼まちおこし推進室長（赤荻欣一君） 内海議員の再質問にお答えさせていただきます。

自治体の基本条例を制定するに当たりましては、先ほど申し上げておるとおりでございますので、さらにこちらにつきましては男女共同参画の基本条例と同様に研究を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） どういう研究をしていかれるのでしょうか、具体的に教えてください。

○議長（関 稔君） 参事兼まちおこし推進室長。

○参事兼まちおこし推進室長（赤荻欣一君） お答えさせていただきます。

先行しております自治体等の状況等をいろいろ踏まえながら、町民みずからが参画、協働できるような基本原則ということでございますので、そちらを、どのようなことをその条例の中に盛り込むべきかとか、本当に基本的なことから、これにつきましては町の最高規範の条例というふうな位置づけになろうかと思っておりますので、細かくその辺については研究を進めていかないと進められないと思っておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 研究されることはいいことなので、ぜひお願いしたいのですが、それではい



つごろまでにつくっていただけますか。それから、前後いたしますが、男女共同参加推進条例もプランの中で策定するというふうに言っているわけですから、いつごろまでにできるのでしょうか。まさか10年後とか言いませんよね。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

副町長，齊藤進君。

○副町長（齊藤 進君） お答え申し上げます。

内海議員さんには、平成25年度の第1回の定例会の中で、いわゆる男女共同あるいは自治基本条例、あるいは障害者等々の条約についてというご質問がございまして、私が答弁をしてございまして、私は、新年度に入った段階で具体的な検討をしていきたいと、このように答弁をしてございます。

したがって、議員がおっしゃるような自治基本条例につきましては、たしか古河市でも21年に策定をしておると。そして、平成20年には小美玉市においても、小美玉市は基本条例と、ご案内のように男女共同参画の基本条例のほうも、両方で策定をしていると、こういうことでございますので、実は私のほうも答弁をした責任上、この基本条例の取り組みについての時期等々について具体的に検討をまいりました。

細かいことを言ってまことに失礼でございますが、実はことし非常に選挙が多い年でございます。1つには、この条例関係は、役場の中の部課で言いますと、総務課行政係がいわゆる条例の担当ということになってございます。したがって、先ほど申し上げました、総務課は選挙管理委員会も兼ねているものですから、非常にことしは忙しい年でございました。しかし、この9月には知事選のほうも終了いたしましたので、若干期間のほうは次の選挙までであるということでございますので、来月の庁議には私のほうからお諮りをいたしまして、まず古河でも、策定の順番につきましては、事務方で検討したものを、次に検討委員会を立ち上げまして、識者も入れました、一般の方も入れました検討委員会を立ち上げるという進め方で策定を進めておりますので、その内容等につきましては、先ほど室長のほうが申し上げたとおりでございますけれども、議員さんもお指摘になりました、基本原則の情報の共有あるいは参画の原則、共同の原則あるいは町民の方の責任ということも踏まえまして、あるいは策定をいたしました第5次の境町総合計画の中におきます町民協働との町づくり、こういったものとの整合性、こういったものも踏まえまして、来月の庁議には具体的にこの辺をお諮りをしていく中で、遅くとも職員間では年内にはその辺の一定程度の整理を終えていきたいというふうにご考えておるところでございます。

ただ、いろんな各種団体にどこまで聞けるかというのは、まだその段階では未確定でございますが、いずれにしても素案のほうを、先進事例の素案をまとめまして、境町に合った形の素案のほうの策定を、まず第一義的に早急に年内までには進めていきたいという考えでございますので、ひとつご理解方よろしくお願ひ申し上げます。そのときには、前にも第1回のときにもご答弁を申し上げましたように、その他の条例の関係等も踏まえた上で、きのうの一般質問の答弁にもございましたけれ

ども、いわゆる新しい法律がどんどんできてまいりまして、子育て3法等々も、子育て支援の3法、そういったものもどんどん出てまいりますので、それらの一定の整理といったものもしていくような検討を具体的にしていきたい、このように考えておりますので、ひとつご理解方よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） それでは、年内には素案がまとまるのですか、素案。それまでに、なかなか難しいとは思いますが、いろんなものがあるから。それはわかるのですが、年内にできるのか。

それと、もう一つは、ちょっと済みません、前に戻ってしまいますが、男女共同参画のほうはいつごろまでにできるのか、しつこいようですが、お願いいたします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

副町長，齊藤進君。

○副町長（齊藤 進君） この場でいつまでというのは、まことに申しわけございませんが、その方向で自治基本条例については進めていきたいというふうに考えております。

男女共同につきましては、先ほど町長のほうもご説明をしておりますが、やはりその方向性で進めていくということでございますので、総合計画との整合性からいって、時期につきましては、この場での明言につきましてはまことに申しわけございませんが、ご検討というふうなものとしてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 時期について言えないというのは、わからなくはありませんけれども、この問題は、特に男女共同参画推進条例のほうにおきましては、私も議員になった当初から申し上げていることではないかなと思っておりますので、本当にもう期限を切ってやっていただきたいなと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

それから、基本条例のほうも、これはやはり本当にこれからどなたがリーダーになられても、この町はこういう方針でいくのだよという、ちゃんとした基本ができていくことが望ましいわけですので、そして住民のどなたにとっても、そのほうがわかりやすいわけですので、ぜひそのような方向で至急に、早急に審議してまとめていただきたいと思いますなと切に要望してこの項は終わります。

○議長（関 稔君） 次に、2項目めに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 榎場桂一君登壇〕

○総務部長（榎場桂一君） それでは、防災についてのご質問、地域防災計画及びハザードマップの進捗状況はどうなっているかについてお答えを申し上げます。

まず、地域防災計画及びハザードマップの見直し業務につきましては、町政報告でもご報告をさせていただいたとおりでございますが、去る8月の末、コンサルタント業者と委託契約を締結いたしまして、本年度末完成に向けまして作業に取り組んでいるところでございます。

地域防災計画の見直しにつきましては、茨城県ではさきの東日本大震災の教訓を生かして、地震災害対策計画編、津波災害対策計画編、原子力災害対策計画編の見直しが行われ、風水害対策計画編と合わせて4部構成となっております。計画の中には、女性や障害者、高齢者に配慮した避難所運営やペットの同行避難を求めた新たな体制づくりなどが盛り込まれております。境町地域防災計画の見直しに当たりまして、国の防災基本計画あるいは茨城県地域防災計画と整合性を図りながら見直しをする予定となっております。

なお、原子力災害対策編につきましては、東海第二原子力発電所からおおむね5キロ以内の区域とされる予防的防護措置を準備する区域の東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市の3市1村と、東海第二原子力発電所からおおむね5キロ以上30キロ以内の区域とされる緊急時防護措置を準備する区域の常陸太田市、水戸市、常陸大宮市、大洗町、城里町、茨城町、高萩市、鉾田市、笠間市、大子町の6市4町、計14市町村に対しましては、原子力災害対策を重点的に実施すべきとして独立した計画を義務づけされておりますが、それ以外、境町を含めた30市町村には義務づけされておられません。しかし、茨城県内には東海第二原子力発電所を抱えていることから、県としては広域避難計画策定の準備を今年度進めると聞き及んでおりますので、当町につきましても原子力災害対策編を新たに地域防災計画の中に加えてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、災害時の行政機能の保持について、事業継続計画BCPはされているのかとのお質問にお答えいたします。首都直下型地震や新型インフルエンザ等の災害時の緊急事態でも円滑に応急対策等を実施するためには、その前提として、行政機能の維持、早期復旧が必要となります。そのためには、行政の被災等を前提として、地域防災計画等で定められた応急対策等が実施可能であるかどうかを検証した計画が必要となります。このような計画を民間企業では、先ほど議員がおっしゃっていましたが、事業継続計画BCP、行政では業務継続計画と呼んでおります。

大災害が起きた場合、東日本大震災や過去の災害事例や公表されている被害予測データ等によりますと、災害対策本部となるべき庁舎が使用できない、情報通信の設備、機器が破損した、必要な職員が参集できなかつたなど、ふだん当然のように使用している施設、病院、ライフライン等が使用できず、予知しない機能不全の状態に陥る可能性があります。地方公共団体は、災害時において、地域住民の生命、身体の安全確保、被災者支援、災害応急業務、復旧業務及び平常時から継続しなければならない重要な業務を遂行する責務を負っております。これら業務継続を確保するには、議員ご指摘のとおり、業務継続計画を特定し、業務の継続力を高めていく必要がございます。

これらを踏まえまして、議員ご指摘のとおり、今策定中の地域防災計画の中に盛り込んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 1点目のハザードマップですけれども、今ハザードマップを策定中で、予算に計上されておりましたので、ことし中にできるのは確かだと思いますが、その中に近隣も含めた地図となっているのか、あるいは避難場所や逃げる方向が表示されたのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（橋本 巖君） それでは、内海議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

まず、ハザードマップの件ですが、これから具体的な内容等々について検討していきたいとは思いますが、私どものほうの町の案としては、やはり議員さんから再三再四一般質問等で取り上げられてきましたが、近隣市町のいわゆる浸水しない区域、それらもわかるような地図もあわせてつくっていきたいというふうに考えております。

なお、現在の境町のハザードマップにつきましては、A2判というこの大きさなのですが、これでは、前に内海議員さんからご指摘されましたように、非常に見づらいということもありましたので、これをさらにこの倍のA1判というやつですね、近隣市町村ではちょうどこの倍の大きさなのですが、それに變更していく予定でございます。ただし、A1判にした中で近隣市町村の地図をつけるとなると、当然境町の地図そのものもこの大きさになってしまいます。それなものですから、その辺をどのようにしてわかりやすくするかを今後具体的に検討していきたいというふうに考えております。

なお、1つの案として、各皆さんの家庭にはお配りはさせていただくのですが、本来皆さんの自宅で張っていただく大きさはこれが最大です。これが一番張りやすいです。これ以上になると、恐らく張る場所がないのです。なので、張り出すということを前提としないものにするか、その辺を検討していきたい。ただし、各行政区に張り出せるような、さらに大きい、この4倍の大きさ、それらも今後つくって、各行政区の公民館等々に張り出していただくような、そんなことも考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） かなり改良されて見やすくなると思いますので、お願いしたいと思いますが。そしてまた、行政区に張り出しておく、公民館など行政区の集会所に張り出しておくようなもので大きいものができれば、さらに本当にいいかなと思っております。

それから、各家庭ではいつも張っておかなくても、ただいざというときに見られればいいのかなどという気もいたしますので、例えば折り畳んでというのも1つの方法ではないかななんて思いますので、その辺は検討していらっしゃると思いますので、さらによろしくお願いいたします。

それから、この間のいつもの中でも、水害の場合ですけれども、避難場所として3階以上の民間の施設の方と交渉してみると、戸別訪問してやってみるといってお返事だったと思いますが、その辺のところは進んでいるのでしょうか。件数はどのくらいあるのか、そして足りるのかちょっとお聞きします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（橋本 巖君） それでは、お答え申し上げます。

まず、民間施設の3階建て以上の建物についてでございますが、全部で三十数棟あったのですが、その中でまずご協力いただけますよというのが約半分程度でございました。これから実際に現地に入って面積等々の調査をしまして、どの程度の人数が一次避難として入れるのか、そういったものも検討していきたいというふうに考えております。

ただ、現在境町で指定している公共施設の避難所では、仮にこのハザードマップのとおり浸水した場合、3階建てぐらい以上がほとんど、それ以下は使えなくなる可能性が出てきます。現在試算したところでは、人口の約2割程度しか避難収容能力はございません。そういったことも考えれば、当然広域避難計画というのもこれから考えていかななくてはならないというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 今避難計画という案もあるというふうに、案もあるということではなくて、取り組まなくてははいけません、避難計画。避難計画ができていいのかということをお聞きしてみたいのですが、これからやるということですので、ぜひその中に、2割ではちょっと心もとないなという気もいたしますので、何かその辺の、他地域と、両隣の市でもいいですし、八千代町とか、そういったちょっと高台の方向の公共施設が使えるような措置とか何か、それは近隣と提携してありますので、できるのではないかと思いますので、そういう方向もお願いしたいと思っております。

それから、このごろでは竜巻など起こっておりますので、その辺のところもちょっと考えの中に入れていってもいいのではないかなと思っておりますので、そこは要望としてよろしくお聞きいたします。

2項目めはそれで。

○議長（関 稔君） それでは、要望ということでよろしいでしょうか。

○12番（内海和子君） はい。次に。

○議長（関 稔君） では、②番のほうで今度お答え……いいですか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） B C Pという方策ですけれども、私もこれは最近知ったものですが、

確かに当初の防災計画というのはいろいろできて、先ほども、原発の事故のときも、指定地ではなくても何か取り組むという、入れていくということでございましたので、本当によかったなと思っております。ぜひその辺しっかりしていただきたい。

そして、このBCPに関しては、これは本当に細部にわたりますので、大変かなという思いはするわけですが、最終的には行政の確かな情報を待つほかないのが一住民でございますので、その辺のところしっかりと混乱がないようにしていただければなという思いでお聞きしております。これは、具体的にはどんなふうやっていくつもりなのか、ちょっとわかればお願いします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

副町長，齊藤進君。

○副町長（齊藤 進君） お答え申し上げます。

行政情報が災害時にどのようなになるのか、あるいはどんな取り組みを現在しているのかということでございますけれども、具体的には現在、株式会社茨城計算センターと境町は業務委託契約を結んでおりまして、いわゆる基本台帳等のデータは、阿見町にございます茨城計算センターにございます。境町役場の3階にサーバー室がございまして、そことのやりとりをしているというのが実情でございます。3.11以降、セキュリティーの問題が非常に大きな行政的な課題になってきております。そこで、茨城計算センターでは、阿見町以外に、日本全国に3カ所程度いわゆるバックアップがとれるところを、施設を現在も補完をしている、こういう内容でございます。

それとプラスをして、現在茨城県におきまして、県が主導いたしまして、先般の新聞にも載っておりますけれども、五霞町におきましては、そういった災害時における行政情報、行政のデータ等を、共同の市町村でひとつ取り組んで経費のほうを安くしていきたいというふうなことで、先般、先月の新聞にも載ってございましたけれども、この近辺では五霞町が手を挙げまして、県内たしか3市1町だと思っておりますけれども、既に自治体のクラウドに取り組んでございます。先般茨城県の町村会の実は役員会がございまして、町長の代理で私が出席をしましてまいりましたけれども、この問題が町村会で取り上げられまして、茨城県が主導をして、ぜひとも県内の町村会としても積極的に取り組んでいただきたいと、こういう実は要望が、そういったことが町村会の中で話し合われております。

ただ、当時東海村の村長からは、やはり原発を受けてのセキュリティーの問題というのが人ごとではないと。いつ、どこで起きてもおかしくない事柄なので、早急に町村会としても取り組むようにと。こういったことで実は議題になりまして、そのときの会議では、積極的に早急に県が主導する中で取り組んでいくというふうなことが確認をされてございますので、近々それに対する対応というのも、具体的な取り組みを町としても取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、ひとつご理解方よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 質問ではございませんけれども、今本当にいろいろ決めていくことがいっぱいあって本当に大変だと思いますけれども、今伺ったように、町村会でも議題として出ているということでございますので、私どもは本当に安心安全な町づくり、町長の推進している町づくりには大賛成なわけでございますので、さらに一層安心安全に暮らせるように願って質問させていただきました。どうもありがとうございました。

○議長（関 稔君） これで内海和子君の一般質問を終わりにします。